# 今年度予定している都市計画の変更について

## 1 用途地域の変更

用途地域とは、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、用途地域の指定に応じて、建てられる建物の種類等が決まります。

今回の用途地域の変更は、都市計画道路 3・5・21 号愛宕東線及び 3・5・22 号愛宕中通り線の道路整備の進捗に伴い、比較的小規模な店舗等を許容し、良好な幹線道路沿道としてふさわしい土地利用の誘導を図るなどの理由から行うものです。



### <参考>用途地域毎の主な建物の制限(概要)

	住宅, 共同住宅, 兼用住宅 のうち店舗・事務所等の 部分が一定規模以下のも の, 幼稚園, 小中学校, 図 書館, 寺社, 老人ホーム, 公衆浴場, 巡査派出所 等	厚生施設 等	床面積 500 ㎡以内の一定 の店舗・飲食店 2 階以下かつ床面積の合 計が 300 ㎡以下の自動車	物品販売業を営む店舗・ 飲食店,事務所,ボーリン グ場,スケート場 等 火薬類・石油類・ガス類の 危険物の貯蔵・処理の量 が非常に少ない施設 等
第一種低層住居 専用地域	山	600 ㎡以下に限り 可		
第一種中高層住居 専用地域	可	可	可	
第一種住居地域	可	可	可	可

## 2 地区計画の変更

地区計画とは、地区の特性に応じて、きめ細かい「まちづくりのルール」を定めている計画で、お住まいの皆様の良好な生活環境の形成や維持・保全を図るためのまちづくりのための計画です。

上日出谷南地区、下日出谷東地区には既に地区計画が策定されており、良好なまちづくりが進められているところです。今回の地区計画の変更は、都市計画道路 3・5・21 号愛宕東線及び 3・5・22 号愛宕中通り線の道路整備の進捗に伴い、比較的小規模な店舗等を許容し、良好な幹線道路沿道としてふさわしい土地利用の誘導を図るなどの理由から行うものです。



E

G

### 愛宕東線及び愛宕中通り線沿道地区

比較的小規模な店舗等を許容し、良好な幹 線道路沿道としてふさわしい土地利用の誘 導を図るため、『小規模な沿道サービスを主 体とする地区(E地区)』を設定します。

#### (D地区⇒E地区)

	D地区	E地区
用途制限	なし	なし
最低敷地	100m²	100 m <sup>2</sup>
高さ制限	なし	12m、北側斜線
かきさく	あり	あり

#### 愛宕東線沿道地区

比較的小規模な店舗等を許容し、良好な幹線道路沿道としてふさわしい土地利用の誘導を図るため、『小規模な沿道サービスを主体とする地区 (D地区)』に変更します。

(E地区⇒D地区)

	E地区	D地区 D地区
用途制限	公衆浴場	公衆浴場
最低敷地	1 2 0 m <sup>2</sup>	1 2 0 m <sup>2</sup>
高さ制限	なし	12m、北側斜線
かきさく	あり	あり

A B	沿道サービスを主体とする地区(A・B地区)
[//e///	中層住宅を主体とする地区(C地区)
//p///	小規模な沿道サービスを主体とする地区(D地区)
i i i E i i i i	低層住宅を主体とする地区 (E地区)
F	中規模な沿道サービスを主体とする地区(F地区)
G	複合的生活利便施設を主体とする地区 (G地区)